

DPC/PDPS に係る令和7年度特別調査の実施について（案）

1. 概要

- 令和8年度診療報酬改定に向けては、答申書附帯意見も踏まえつつ、必要に応じて特別調査を実施することとされている（令和6年7月3日中医協総会了承）。

（参考）「中医協答申書附帯意見」（抜粋）

DPC/PDPS 及び短期滞在手術等基本料について、今回改定による在院日数等への影響の調査・検証を行うとともに、医療の質の向上と標準化に向け、診療実態を踏まえた更なる包括払いの在り方について引き続き検討すること。

- 令和7年度特別調査の実施について、DPC/PDPS等作業グループにおいて検討を行い、以下のとおり取りまとめた。

2. 調査の概要（案）

I 在院日数の短縮に向けた取り組みや課題等に関する調査

- 令和6年度第2回DPC作業グループにおいて、現状の点数設定方式は、入院期間Ⅱ（平均在院日数）まで在院した場合に、平均的な1入院あたりの医療資源投入量を回収できるよう設計されている一方で、退院が可能であるにもかかわらず、入院料を回収するために入院期間Ⅱまで入院を継続させるインセンティブが生じている可能性が指摘されている。
- このため、適切な点数設定方式を設定する観点から、全てのDPC対象病院に対して調査票を送付し、在院日数の短縮に向けた取り組み（クリニカルパスの活用、入院患者の在院日数の目標設定等）の実施状況や課題等について調査する。

II DPC制度の安定的な運用に関する調査

- 令和6年度診療報酬改定においては、DPC制度を安定的に運用するとともに、適切な包括評価を行う観点から、データ数に係る基準（1月あたりデータ数が90以上）をDPC対象病院の参加基準として新設した（令和8年6月より施行）。
- DPC制度が急性期入院医療の標準化を推進する仕組みであることを踏まえ、1月当たりのデータ数が下位25%の医療機関に対して調査票を送付し、DPC制度に参加する理由や地域包括ケア病棟等へ機能の転換の予定の有無等の調査を行う。
- さらに、調査票の回答状況や各病院の1月当たりのデータ数等を踏まえて、5施設程度医療機関を選定し、当作業グループにおいてヒアリングを行う。

Ⅲ 急性期医療の標準化の推進に関する調査

- DPC 制度は、急性期入院医療を対象とする診断群分類に基づく 1 日あたり包括払い制度であり、急性期一般入院料等に該当する病床の約 85%を占めている。
- 急性期医療の更なる標準化を推進する観点から、急性期一般入院料等を算定しているものの DPC 制度に参加していない病院（400 程度）に対し調査票を配布し、DPC 制度への参加の予定の有無や、参加しない理由等について、任意に回答を求める。

3 調査のスケジュール（案）

※DPC/PDPS 等作業グループにおいて調査の詳細について精査を行った上で、調査を実施する

4 月 中医協総会に報告

5 月以降 調査票配布・ヒアリング調査の実施

8 月 調査結果を報告